

(2) 建築物等

エ 工業地区

整備方針

工業地区は、景観の向上と周辺環境の保全を図る植栽帯と一体的に整備を行い、新たなまちなみへの調和を図ります。

親しみのある景観を創出するため、緑を効果的に活用し、人々の目をうるおす空間を目指します。



工業地区の位置

○整備ガイドライン

【特記事項】(景観形成基準=●、地区整備計画=◎、屋外広告物条例=△、行為指針=・)

土地・敷地

- 既存の地形や敷地の樹木などの保全・活用に配慮すること。
- 敷地内の緑化に努めること。
- 道路などに面した敷地の境界部の緑化を図り、緑豊かなうるおいある「みちすじ」景観の形成に努めること。樹種は、周囲の街路樹などとの連続性に配慮すること。
- 敷地の角地は、シンボルツリーの設置やオープンスペースの確保など、ゆとりある「まちかど」景観の形成に努めること。
- 沿道の緑化に配慮し、街路樹や地域の緑と調和した樹種などの植栽による緑化につとめること。

・緑豊かな植栽帯との調和に配慮し、敷地内の緑化につとめること。

建築物、工作物等

- 周辺のまちなみとの調和や山並みへの眺望に配慮した配置や規模、デザインにつとめること。
 - ・照明灯などの工作物を設置する場合は、工業地区内で同一のものを選定につとめること。
- 工作物が露出する場合は、周囲を遮へい効果のある植栽で囲むなど配慮すること。
 - ・駐車場や駐輪場の境界部周辺は緑化につとめること。

色彩

- 外壁や屋根などの色彩は、原則として、原色や突出色を使用しないこと。
- 建築物の外観及び工作物の表面の色彩は、「マンセル表色系」による分類で、下表のとおりとすること。

YR から 5Y までの色相 (5Y を含む)	彩度 6 以下
R、5Y から 10Y (5Y を含まない)、GY、BG、B、PB、P、RP の色相	彩度 2 以下

注 1) 見付面積の 5 分の 1 以下のアクセント色はこの限りではない。

注 2) 木材、土壁、漆喰、ガラスなど表面に着色を施していない素材色についてはこの限りではない。

注 3) 特別な事情によるものについては、別途協議することができる。

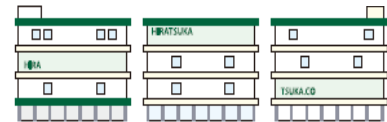
- ・外観の色彩は、ライトグレーなどの明るい低彩度色をベースカラーとし、親しみやすい色彩の選定につとめること。
- ・外観の色彩に企業のコーポレートカラーを用いる場合は、小面積のアクセントとして用いるなど、洗練されたデザインに配慮すること。
- ・敷地内に 2 以上の建築物が存在する場合は、外観の色彩などを調整し、建築物同士の調和につとめること。
- ・フェンス等を設置する場合は、周辺環境と調和する色彩の選定につとめること。



大規模な建築物では、圧迫感を軽減するように、基調色には明るい低彩度色を用い、親しみやすい印象としましょう。



コーポレートカラーなどは、建築物全体に用いるよりも、小面積のアクセントとして用いると、洗練されたデザインとなり、より印象的となります。



施設がまとまっている場所では、それぞれの建築物が主張し合うのではなく互いに色彩の調整をし、全体でまとまりのある景観を創出しましょう。

- 広告物や看板の色彩は、原色や突出色を避け、彩度の低い落ち着いたものとするようつとめること
- ◎屋外に設置する自動販売機の外装の色彩は、マンセル表色系における彩度が 1.5 以下とする。

- ・商標、ロゴマーク等は必要最小限の表示に抑えるようつとめること。
- ・風除室などの屋内に設置する自動販売機で、屋外から視認できるものは、外装の色彩をマンセル表色系における彩度が 1.5 以下となるようつとめること。

広告物、看板

- 極力規模を抑えるよう心がけること。
- 周辺のまちなみとの調和に配慮した配置やデザインに努めること。

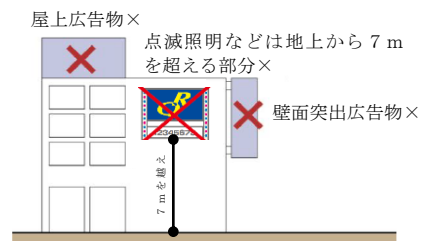
- ・周囲のまちなみとの調和に配慮するため、屋外広告物に使用する色彩は、原色や突出色を避けた配色の選定につとめること。特にベースカラーは彩度を抑え、素材をいかしたナチュラルカラーやアースカラーなどを用いるよう配慮すること。
- ・建築物の壁面に設置する場合は、建築物のベースカラーと広告物のベースカラーに共通性をもたせるなど、建築物との調和に配慮すること。

◎天沼地区地区計画区域内の施設以外のための屋外広告物は、設置してはならない。

◎屋上及び屋根面に設置してはならない。

◎壁面から突出して設置してはならない。

◎ネオン照明（露出しているものに限る。）点滅照明、動光及び映像表示装置その他これに類する電光表示装置を使用して地上から7 mを超える部分に表示してはならない。



【共通事項】

※平塚市景観ガイドライン 第2章建物等用途別のガイドライン B工業系用途のガイドライン p 26～29を参照。